平成２８年（フ）第２７号
鹿児島県指宿市西方2197番地４
債務者　五反田才子
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛　長樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４９１号
仙台市青葉区高松１丁目16番23号　第２阿部幸アパート222
債務者　柏倉　悠太
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　航平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
山梨県甲府市小瀬町102番地　８―402
債務者　坂本　健二
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５２７号
北九州市門司区吉志２丁目13番34―２号（ペンサミエントＢ102号）
債務者　三善英司郎
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６９号
神奈川県座間市さがみ野２丁目２番35号　プリンスハウス101号
債務者　中村　敏也
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　馨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県田川市大字伊田1199番地５　グループホームあすなろ館
債務者　和泉　亜紀
1　決定年月日時　平成28年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第４２号
宮城県角田市角田字泉町116番地　ベルドミール花みず木101号
債務者　千田　勝
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　航平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第７０３号
京都市伏見区醍醐和泉町５番地22
債務者　梧谷　公二
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４００号
大阪府岸和田市畑町３丁目20番38号、前住所大阪府岸和田市土生町333番地の21
債務者　永橋　勝也
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４１９号
岩手県釜石市鵜住居町第７地割15―３丸磯建設㈱気付、住民票上の住所大阪府泉南市樽井３丁目４番７号
債務者　山下　慶久
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩路　広海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４２０号
大阪府和泉市のぞみ野１丁目９番１号
債務者　伊村飛雄馬
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７２２号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番５―303号、従前の住所神戸市灘区天城通３丁目４番９号
債務者　藤田　東湖
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４７１号
北九州市八幡西区上上津役４丁目３番２―401号
債務者　田中　敦子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２９０７号
大阪府東大阪市上小阪４丁目８番13号　グロリアス27　108号
債務者　荒木　良子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１０３号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目25番22号　エクラ平野308
債務者　入口　俊明
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１９７号
大阪府高槻市宮野町５番１―305号、前住所大阪府高槻市宮野町３番２―408号
債務者　田中　綾（旧姓茨木）
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０１号
大阪市住之江区南港中５丁目５番34―202号
債務者　森本　美穂
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部